

議員定数について（座長案）

県議会議員の定数は63人とし、さらに、議員報酬の月額を現行の本則の額（85万円）から10万円削減し75万円とする。

定数及び報酬の削減効果により、実質的な定数を58人とする。

なお、報酬の削減は、平成25年1月から実施する。